

令和7年3月3日

お客さま 各位

帯広信用金庫

払戻請求書およびキャッシュカードによる当座勘定払戻の取扱開始
ならびに関連規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

手形・小切手に関しましては、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、政府・産業界・金融界が丸となり、全面的な電子化に向けた取り組みを行っております。

当金庫は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のとおり「払戻請求書およびキャッシュカードによる当座勘定からの払戻し」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

また、これに伴い関連規定を改定いたしますので併せてお知らせします。

当金庫は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定払戻請求書

当座預金の払戻請求書^{※1}によるお引出しのお取扱いを開始します。入金帳等^{※2}をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなくお引出し^{※3}いただけます。

なお、小切手による払い出しは引き続きご利用いただけます。

(※1) 「当座勘定払戻帳」(払戻請求書50部綴り) 発行手数料1,100円/冊

(※2) 当座預金口座の入金帳(冊子または通帳)またはキャッシュカード

(※3) 小切手と同様に口座開設店に限ります。また、口座名義人ご本人のご利用に限ります。

2. 当座預金キャッシュカード

既に当座預金をご利用いただいているお客さまの利便性向上を目的として、当座預金キャッシュカード^{※1}のお取扱いを開始します。当金庫ATM^{※2}にて、現金入出金・残高照会・振込等をご利用いただけます。

(※1) 事前に「キャッシュカード申込書」をご提出いただけます。発行手数料1,100円/枚

(※2) 他行および他金庫ATMはご利用になれません。また、ご入金のご利用可能時間帯には制限があります。

3. 改定する規定

なお、改定内容は別紙をご覧ください。

- 当座勘定規定(一般当座口用)
- キャッシュカード規定(個人用)
- キャッシュカード規定(法人用)

3. 取扱開始日 令和7年4月1日(火)

《電子的な決済方法への移行推奨》

手形・小切手に代わる決済方法として、「WEB-FBサービス」や「でんさいサービス」への移行をご案内しております。是非ともご検討をお願い申し上げます。

豊かな十勝の未来のために



新旧条文対照表（当座勘定規定（一般当座口用））

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|--|--|
| <p>当座勘定規定（一般当座口用）</p> <p style="text-align: right; color: red;"><u>2024年2月21日</u>現在</p> <p>1～6. 省略</p> <p>7. 手形、小切手の支払</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>8. 手形、小切手用紙</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>9～11. 省略</p> <p>12. 手数料等の引落し</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>13. 支払保証に代わる取扱い</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>14. 省略</p> | <p>当座勘定規定（一般当座口用）</p> <p style="text-align: right; color: red;"><u>2025年4月1日</u>現在</p> <p>1～6. 省略</p> <p>7. 手形、小切手の支払、<u>当座勘定の払戻し</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当座預金キャッシュカードもしくは当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、本規定による他、「キャッシュカード規定（個人用）」、または「キャッシュカード規定（法人用）」により取扱います。</u></p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。</u></p> <p>8. 手形、小切手用紙等</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙<u>または払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>9～11. 省略</p> <p>12. 手数料等の引落し</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>13. 支払保証</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> <p>14. 省略</p> |

新旧条文対照表（当座勘定規定（一般当座口用））

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|--|--|
| <p>15. 届出事項の変更</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>17～25. 省略</p> <p>26. 取引終了後の処理</p> <p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p> <p>27～30. 省略</p> | <p>15. 届出事項の変更</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章、<u>当座預金キャッシュカード</u>を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>17～25. 省略</p> <p>26. 取引終了後の処理</p> <p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙、<u>当座預金キャッシュカード</u>は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p> <p>27～30. 省略</p> |
| 以上 | 以上 |

新旧条文対照表（キャッシュカード規定(個人用)）

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|---|--|
| <p>キャッシュカード規定(個人用)</p> <p style="text-align: right; color: red;"><u>2020年1月20日</u>現在</p> <p>1. カードの利用</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)<u>について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金</u>について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による預金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金<u>または</u>貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合</p> <p>②～④ 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 支払機による預金の払戻し</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額)をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>4～5. 省略</p> <p>6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>7～14. 省略</p> <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> | <p>キャッシュカード規定(個人用)</p> <p style="text-align: right; color: red;"><u>2025年4月1日</u>現在</p> <p>1. カードの利用</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)、<u>貯蓄預金、および当座預金(法人を除きます。)</u>について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p style="color: red;"><u>ただし当座預金について発行したキャッシュカードは当金庫のみのご利用となります。</u></p> <p>① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による預金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、<u>貯蓄預金または当座預金</u>(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合</p> <p>②～④ 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 支払機による預金の払戻し</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金<u>または当座預金</u>については当座貸越を利用できる範囲内の金額)をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>4～5. 省略</p> <p>6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p style="color: red;"><u>(4) 当座預金のカードについては、代理人のためのカードを発行することはできません。</u></p> <p>7～14. 省略</p> <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> |

新旧条文対照表（キャッシュカード規定(個人用)）

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|--|---|
| <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。 また、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定 <u>または</u> 貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 譲渡、質入れ等の禁止 カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>17. 規定の適用 この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。</p> <p>18. 規定の変更等 当金庫は、この規定の各条項その他の条件（この規定の各条項において個別に変更する場合がある旨を定めるものを含むが、これらに限られません）を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。 変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。 また、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、<u>貯蓄預金規定、および当座勘定規定</u>により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 譲渡、質入れ等の禁止 カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>17. 規定の適用 この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、<u>当座勘定規定、当座勘定貸越約定</u>および振込規定により取扱います。<u>なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当金庫所定の振込規定に変えて振込提携先の定めにより取扱います。</u> <u>また、当座預金について発行したキャッシュカードを利用する場合におけるキャッシュカード規定（個人用）の適用については、「通帳」を「当座勘定入金帳」に、「払戻請求書」を「当座小切手または払戻請求書」に、「払戻請求書の提出」を「当座小切手の振出または払戻請求書の提出」に読み替えてください。</u></p> <p>18. 規定の変更等 当金庫は、この規定の各条項その他の条件（この規定の各条項において個別に変更する場合がある旨を定めるものを含むが、これらに限られません）を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、<u>規定</u>を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。 変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

新旧条文対照表（キャッシュカード規定(法人用)）

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|---|---|
| <h3>キャッシュカード規定(法人用)</h3> <p style="text-align: right; color: red;">2020年1月20日現在</p> | <h3>キャッシュカード規定(法人用)</h3> <p style="text-align: right; color: red;">2025年4月1日現在</p> |
| <p>1. カードの利用</p> <p>普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「<u>預金</u>」といいます。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して<u>預金</u>に預入れをする場合</p> <p>②～④ 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 支払機による預金の払戻し</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p>4～5. 省略</p> <p>6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込</p> <p><u>当金庫では、代理人のためのカードは発行しません。</u></p> <p>7～14. 省略</p> | <p>1. カードの利用</p> <p>普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下<u>同じです。</u>)および<u>当座預金</u>について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>ただし当座預金については当金庫のみのご利用となります。なお、カードは代表取締役・代表社員・代表者等の法人等を代表するものが利用するものとし、代理人カードの発行は取扱いません。</u></p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して<u>普通預金または当座預金(以下これらを「預金」といいます。)</u>に預入れをする場合</p> <p>②～④ 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 支払機による預金の払戻し</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>なお、当座貸越契約先については、当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。</u></p> <p>4～5. 省略</p> <p>6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込</p> <p><u>法人のお客様のカードについては、代理人のためのカードを発行することはできません。</u></p> <p>7～14. 省略</p> |

新旧条文対照表（キャッシュカード規定(法人用)）

| 旧 条 文 | 新 条 文 |
|--|--|
| <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。 また、当金庫普通預金規定 <u>または</u> 決済用普通預金(無利息型)規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>17. 規定の適用</p> <p>この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定および振込規定により取扱います。</p> <p>18. 規定の変更等</p> <p>当金庫は、この規定の各条項その他の条件（この規定の各条項において個別に変更する必要がある旨を定めるものを含むが、これらに限られません）を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。</p> <p>変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。 また、当金庫普通預金規定、<u>決済用普通預金(無利息型)規定、および当座勘定規定</u>により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>16. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>17. 規定の適用</p> <p>この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金(無利息型)規定、<u>当座勘定規定、当座勘定貸越約定</u>および振込規定により取扱います。</p> <p><u>また、当座預金について発行したキャッシュカードを利用する場合におけるキャッシュカード規定（法人用）の適用については、「通帳」を「当座勘定入金帳」に、「払戻請求書」を「当座小切手または払戻請求書」に、「払戻請求書の提出」を「当座小切手の振出または払戻請求書の提出」に読み替えてください。</u></p> <p>18. 規定の変更等</p> <p>当金庫は、この規定の各条項その他の条件（この規定の各条項において個別に変更する必要がある旨を定めるものを含むが、これらに限られません）を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、<u>規定</u>を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。</p> <p>変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |